

○総務省告示第 号

平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 「略」</p> <p>二 「略」</p> <p>「159 略」</p> <p>10 「施行規則第十五条の三第七号の三に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第三項に規定する技術基準」</p> <p>11 「施行規則第十五条の三第七号の四に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準」</p> <p>三 「略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「159 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	